

新型コロナウイルス感染症対策 家計急変により保護者の収入が著しく減少した生徒について 授業料の減免が出来る場合があります！

1 対象となる生徒

次のいずれにも該当する者

- ① 直近の課税証明では就学支援金の受給対象者とならないこと
- ② 令和2年1月以降、保護者の失職や倒産などによる家計急変により、住民税の所得割額が就学支援金の受給対象者と同等になると見込まれること

※令和2年7月以降分の就学支援金の受給資格認定は、令和2年度の課税証明等（平成31年1月1日から令和元年12月31日までの所得を証明するもの）により保護者等の課税状況を確認しています。

2 申請手続き

在学する県立高等学校へご相談ください。

（注意事項）

- ・ 申請書又はその添付書類に虚偽の事項を記載し、その他不正な行為することによって減免を受けていることが判明した場合は、減免を取り消します。
- ・ 授業料減免の認定がされた後、収入の増加や再就職により減免対象から外れることとなった場合は、速やかに辞退届を提出してください。

3 授業料減免の期間

家計が急変した日の属する月の翌月から、家計急変による収入状況が課税証明等に反映されるまでの間で、就学支援金を受給していない期間。ただし令和3年3月分までを限度とします。

例：令和2年4月に保護者が失職し、6月まで就学支援金を受給していた生徒の授業料が減免される場合
授業料減免期間は令和2年7月から令和3年3月まで

また、減免の開始月は、原則申請を受理した日の属する月の翌月からとしますが、遡っての認定が認められる場合もありますので、在学する県立高等学校へご相談ください。

4 申請書類

- ① 授業料減免申請書、家庭状況調書
- ② 家計急変前の収入の確認
課税証明書の写し（高校へマイナンバー提出済みの場合も必要です）
- ③ 家計急変後の収入の確認（減収した保護者の分のみ）
会社作成の給与見込み、給与明細書の写し、税理士の作成した収入の証明書、離職票等
- ④ 扶養親族の確認
扶養親族分の健康保険証の写し（被保険者等記号・番号等を黒塗りしたもの）
- ⑤ その他必要に応じて確認書類の提出を求められることがあります。